

論 文

明治・大正期における地域共同体（コモンズ）の森林保全 — 滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区共有山を事例にして —

三俣 学*

Conservation of “common” forests in the Meiji and Taisho eras

— A case study of common forest in the Ohara region, Koka county, Shiga prefecture —

Gaku MITSUMATA*

地域住民による相互規制によって地域資源を保全してきた日本の入会制度が、近年、環境問題の議論の場で、盛んに脚光を浴び始めている。事実、日本の共有山や財産区をめぐる先行研究は数多い。しかし、それら（少なくとも、入会林野の近代化が進められた戦後において）は概して、日本の社会制度の歴史一般における一つの特殊な制度の記述としての狭く、また後ろ向きの位置づけにおいてであり、より広く、また意義の深い環境保全の視点や海外におけるコモンズ研究との接点を持つものではなかった。本稿は、明治初期の森林荒廃を見事に脱し、今や檜の美林を形成するに至った明治・大正期の滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区の共有山利用を事例とし、旧大原村の地域共同体が果たした森林保全をコモンズ論的な視点から考察する。また、コモンズという言葉だけが先行して、環境保全のためのコモンズの内法（約束事ないしはルール）についての学問的検討があまり進んでいない現状において、本稿では、旧大原村民が締結し、堅く遵守した共有山盟約とその変遷を詳細に分析し、さらには海外研究との比較分析を試みた。その結果、資源管理主体として存立するコモンズには、洋の東西を問わず、共通した要件が確認された。

キーワード：地域共同体、滋賀県大原地区、共有山、コモンズのルール

Recently, an old Japanese system of “Iriai”, in which local residents jointly control regional natural resources, has frequently been the issues of discussions from the point of environmental conservation. There have also been many studies on the Japanese common forest or “Zaisankuyurin”, which has its roots in the Iriai in the Edo era (1603-1867). Previous studies considered the Iriai negatively, as an exceptional system in the history of Japanese social institutions. Moreover, those studies lacked an environmental conservation perspective and did not do comparative analyses with “commons” in other countries. This paper examines a common forest in the Ohara region, Koka county, Shiga prefecture. This forest has recovered from the heavy damage, which occurred at the beginning of the Meiji era, and has become a rich Hinoki forest. The study focuses on the Meiji (1868-1911) and Taisho (1912-1925) eras. Conservation of the common forest by the inhabitants of Ohara village is discussed from the viewpoint of a commons study. Changes in the agreements and rules that are rigidly observed by the local people are also analyzed. This example is compared with Ostrom(1999)’s study of commons and it is concluded that successful commons in the sustainable use of natural resources share similar conditions or characteristics.

Key words: local community, Ohara region Koka county, Shiga prefecture, common forest, rule in commons

はじめに

1968年に発表されたガレット・ハーディンの論文『コモンズの悲劇』以降、大気圏、表層水、海、空気、放牧地、森林などといった共有的な資源の管理問題について活発な議論がなされてきた。地域住民が自らの生活圏に属する川、灌漑用水、共同利用の山などの共有的な資源を保全してきた事例は世界各国から報告されている。すなわち、英国の放牧入会地、カナダ亜北極圏クリー・インディアン人の漁労、スペインのエルタの灌漑施設、フィリピン・カイニンの共同所有の森林、ネパールのパンチ

ャヤート林業などに関する研究がそれである。E. Ostrom (1990) は、これら世界各国の数多くの持続可能なコモンズの実例を収集・分析し、八ヶ条にわたる「コモンズの長期存立条件」を帰納的に導出した。本稿では、明治初期に著しく荒廃した滋賀県甲賀郡甲賀町の共有山において、村民自らによってうち立てた大原村共有山盟約・規約（コモンズの内法）の時系列的な整理・分析を試みる。1887（明治10）年に締結されたわずか五ヶ条からなる簡素な共有山盟約は、村民らの試行錯誤と創意工夫の下で、五回にわたって改正された結果、禿げ山の保全と利用の双方が持続的に可能になるよ

* 京都大学大学院農学研究科森林科学専攻森林・人間関係学分野

* Laboratory of Forest Resources and Society, Division of Forest Science Graduate School of Agriculture, Kyoto University

うなシステムの支柱となった。大原村村民が必要とした要件は、前述したE. Ostromが掲げた道具の規制や罰則規定等を盛り込んだ「コモンズ長期存立条件」とほぼ合致しており、持続可能性を有するコモンズには、共通した要件が必要になることが明らかになった。

明治・大正期の甲賀郡大原村共有山盟約の変遷と造林過程

1. 明治期の大原村の概要と林況

本稿で採り上げる旧大原村(以下大原村とする)は、琵琶湖淀川集水域の中東部、滋賀県甲賀郡の東南部に位置し、村の東北から南部にかけては、標高600~800mの鈴鹿山脈がそびえ、三重県との県境をなしている。1899(明治22)年の町村制施行の際、櫛野(いちの)、神(かむら)、大原上田、大久保、大原中、鳥居野、相模、大原市場、高野の全九カ村が合併して成立した。大原村の九つの集落すべては、鈴鹿山脈の支脈に挟まれた櫛野川、大原川が貫流する大原谷に存在しており、1890(明治23)年の調査によると、人口4,503人、世帯数804戸ほどの農業生産を中心とする集落であった。また、1910(明治43)年の調査によると、大原地区九集落の共有山(村有林)の面積は304町であり、大原村の全山林面積のおよそ25%を占めていた。甲賀地方の森は、古くから「柚の谷」と呼ばれ、奈良時代には「柚」が設置されるなど、良質な檜、杉の産地としてその名を馳せていた。コンラッド・タットマン(1998)によれば、甲賀周辺の森林利用の歴史は、古代国家樹立のための建造物ラッシュ期にまで遡る。すなわち、西暦600年頃の畿内盆地を中心におこなわれた「古代の略奪期(ancient predation)」と称される森林の大量伐採期である。このラッシュ期における木材需要は、大原村を含む甲賀山地及びその周辺の山地によって賄われることになった。古代の権力者たちにとって、木材供給力の高い甲賀周辺の森林を支配することは、単に財政力の強化だけでなく、長期政権の維持・確立につながる必要不可欠なものであった。江戸幕末期(1850年~1860年頃)まで時代が下ると、甲賀地方の森は、既に古代期の荒廃期を脱し、スギ、ヒノキ、マツなどの用材林が、自然回復を遂げていた⁽¹⁾。しかし、明治維新後、甲賀は再び著しい森林荒廃を体験することになった。明治政府は西欧文明に追随し、「殖産興業」、「富国強兵」の旗のもと、急速に「近代化」の道を開いた。それに伴うエネルギー需要や建築ラッシュの波は、全国の山村に広がり、急増する木材需要が材価を急騰させ、その結果として、森の木々は次々と伐採され、都市部に向かって運び出されていったのである。甲賀一帯の森林もその例にもれず、乱伐が進み山林荒廃をきたしたというわけである。

2. 共有山保護盟約の締結まで

コミュニティ内で何ら規則を持たないオープンアクセス(open access)的な利用がなされていた大原村共有山の荒廃ぶりは、他の私有林よりもずっと顕著にあらわれた。まさしく、先述のハーディンの言った「コモンズの悲劇」がおきていたわけである。近代化による広範な商品化経済の浸透が、村民を「我先に」と共有山に向かわせ、山面に用材一本すらなくなるまでの過剰伐採を為さしめた結果であった⁽²⁾。このような事態に直面した大原村では、1875(明治8)年頃から村内の一部の有志によって、山林保護を呼びかける動きが始まった。その動きは二年後の1877(明治10)年、遂に一つの盟約・規約(=コモンズの内法)を生み出した。これ以降、オープンアクセス的な使用を制限する共有山保護規約に則って、大原村の地域共同体による森林保全が本格的に始まったと記されている⁽³⁾。しかし、共有山盟約が締結されれば、すぐさま禿げ山の緑化と山林保全が効果的に進展するという容易なものではなかった。一度ついた弊習(=オープンアクセス)を瞬時に正すことは困難であり、盟約違反者が続出したと記録されている(大原村役場、1918)。したがって、この共有山盟約の締結は、共同体の成員、つまり大原村民に盟約を遵守させる長期の格闘期に入ったことを意味していたのである。そのために、大原村では、村内から監視人(保護掛)を選びルールの徹底を図った。共有山盟約に従おうとしない違反者は、しばしば保護掛の職務を妨害したが、保護掛は、これに屈することなく徹底した山林保全システムの構築(=コモンズの構築)に励んだという記録が残っている⁽⁴⁾。共有山保護規約は、1877(明治10)年以降、1882(明治15)年の共有林保護ニ付盟約、1884(明治17)年の大原山林會議案、1886(明治19)年の共有山林保護規約、1898(明治31)年の共有山林保護規約、1909(明治42)年の村有山林保護規約と三十二年間で五回にわたる改正を遂げながら、大原村の事情にかなった制度の基軸となっていくのである。

3. 明治・大正期の大原村地域共同体による禿山の緑化

1877(明治10)年以降、村民によって締結された共有山盟約・規約をもとにして大原村地域共同体による緑化活動は行われた。記録によると、植林活動は1889(明治22)年から始まっている(表-1)。1904(明治37)年までの十五年間は、規約に基づく形で、一年に一万本以上を造林し、1903(明治36)年までには、植栽面積約55.7町歩、植栽本数33万6,000本を数えた。「連年の継続の事業に対し一定の計画なきは施行上不便」であるという理由で、1904(明治37)年には知事の認可を得て、県から

の補助を受けつつ、面積282反5畝18歩の造林を行うことになった。1903（明治36）年～1918（大正7）年間における造林過程は、ほぼ三期のピークによって特徴づけられる。

第一期は、1905（明治38）年から1907（明治40）年で、日露戦争戦役記念林による植樹面積の拡大期、第二期は、1909（明治42）年から1910（明治43）年で、日露戦争戦役記念林の植樹の完了に勢いづき、前述した1904（明治37）年の造林計画の植林活動に一層の拍車がかかったことによる。1904（明治37）年の造林計画は、予定より五年もはやい1910（明治43）年に完了させる猛烈な勢いで、植樹活動はすすんだ。第三期は、明治天皇即位五十周年記念という名目で1911（明治44）年から始められたが、明治天皇の死去に伴い、失意した村民らは、計画より六年も遅れた1923（大正12）年まで植林を続けたが、当初予定していた目標には随分と及ばない植栽面積153万町、植栽総数91万8,000本にとどまった。大原村の村有林では、1918（大正7）年までに植栽面積が354町、そのうちの30余町歩が既に、15年～24年生にまでに成長し、1912（明治45）年までには、間伐を二、三度できる時期を向かえ、良好に成長を遂げた様子が記録されている（大原村役場、1918）。大原村民による禿山の緑化は、この頃までかなり進められていた。

以下では、この大原村民による禿げ山の緑化活動を可能ならしめたコモンズの内法およびその変遷に焦点を当ててみることにする。

表-1 大原村村有林における植栽面積と植栽本数の推移
Table-1 The transition of the afforested area and numbers in Ohara village forest

植栽年次	植栽面積 (町)	スギ (千本)	ヒノキ (千本)	合計 (千本)
明治22年～35年	49.7	238.4	59.6	298.0
明治36年	6.0	19.0	19.0	38.0
明治37年	7.4	22.1	23.9	46.0
明治38年	13.7	20.5	61.5	82.0
明治39年	27.9	91.5	75.5	167.0
明治40年	18.8	13.5	99.5	113.0
明治41年	16.7	13.0	87.0	100.0
明治42年	30.0	61.0	114.0	175.0
明治43年	30.0	59.0	122.0	181.0
明治44年	31.0	65.0	120.0	185.0
明治45年大正元年	31.0	60.0	125.0	185.0
大正2年	15.3	60.0	125.0	91.8
大正3年	15.3	25.0	66.8	91.8
大正4年	15.3	25.0	66.8	91.8
大正5年	15.3	25.0	66.8	91.8
大正6年	15.3	25.0	66.8	91.8
大正7年	15.3	25.0	66.8	91.8
合計	354.0	848.0	1366.0	2120.8

『滋賀県甲賀郡大原村村有林経営方法および成績書』P16, 18から作成（注1）

共有山盟約・規約の変遷過程

地域資源の持続的な利用及び保全に要件になると思われる条項を抜粋しながら、五度に渡って改正を遂げた計六つの共有山盟約、規約の変遷状況を時系列的に整理・分析を試みる。（なお、この節以降、年代は元号のみで表記する。）

1. 共有山林保護二付規約書（明治10年）

大原共有山林保護の為規約する事左の如し

- 一 自今山林へ立入薪を伐採せんとするときは鉈鎌の外用器を携帯せざる事
- 一 山林へ立入火を放たざる事
- 一 炭焼き家業せんとするときは窯一カ所に付年税一金円を九カ村年番へ上納し実検査の区域を限り免許を可請事

但前免許の窯場を廃し他に築立する場合には再度是金を差出すべき事

- 一 炭焼稼の外他にて斧鋸を用ゆるを免さず
- 一 山林保護の為九カ村役人春秋両度悉く実地検査を為すこと

明治十年九月

櫛野村	戸長氏名印
鳥居野村	同上
神村	同上
相模村	同上
大原上田村	同上
大原市場村	同上
大久保村	同上
高野村	同上
大原中村	同上

はじめて作られた明治10年制定共有山林保護二付規約書は、上記のようにわずか五カ条から成り、その内容は極めて大雑把なものであった。第一条は、鉈鎌以外の用具の山林への持ち込み禁じた採取道具の制限、第二条は、山林への火入れの禁止、第三条は、炭焼き業者に対する税金と炭焼き区域の明確化、第四条は、炭焼き目的以外での斧鋸使用の禁止である。これらの条項はいずれも、極めて基本的な山林の利用ルールを定めたものである。第五条は、九カ村それぞれの村から選出した役人による春秋二度の実地検査を義務づけたもので、共有山そのものの状況だけでなく、その利用者の行動を積極的にモニターすることにつながる。最後に見られる櫛野村から高野村までの九カ村の戸長による署名・捺印によって、コモンズの領域が盟約上で正式に明確化されており、これ

は外部からのただ乗り (free rider) を排除するという重要な意味あいを持っている。このように、明治10年の規約書で、山林へのオープンアクセス的利用の制限が明記されたが、先述の通り、乱伐の弊習を一掃するほどの効力を持つものではなかった⁽⁵⁾。そこで、続く全五カ条の明治15年の共有林保護二付盟約証に改正されることになる。

2. 共有林保護二付盟約証 (明治15年制定)

第一条 需用渡世を問わず薪炭伐採のため共有山林へ入会の節は鉈其他の器具携帯するを廃し鎌而已に限ること

第三条 前條炭焼き稼業を願出たるときは炭窯場所検査をなし一カ年炭窯一カ所に付金一円五十錢を年番へ前納の上着手するものとす

但し同窯にて二カ年継続するとき又は二名以上共有なるときは尚金一円五十錢を加えるものとす

第四条 薪炭稼業者は勿論遊歩のものたりとも一切放火為すへからず若し放火または失火を見聞きするときは直ちに最寄り役場へ申出消防に力むる事

但し告知者へは相当賞金を与ふるものとす

第一条では、入会の時に携帯できる採取道具が、前規約の鉈鎌から更に鎌のみと制限が強化されている。第三条の炭焼きについての決まりも強化された。炭窯一ヶ所に支払う税金が五十錢増加し、その支払方法も前納とされた。そうすることで確実に税金を徴収し、また、正確に炭窯の数をモニタリングできるようにしたのである。但書の箇所では、前規約においては「但前免許の窯場を廃し他に築立する場合には再度是金を差出すべき事」としていた箇所を本規約では、二カ年以上の継続と二名以上共有の場合は、更に一円五十錢支払うこととし、過剰な炭焼きによる森林への負荷を軽減しようとする意図が読みとれる。第四条の火入れの禁止に関しては、報告者に賞金を与えることで、山火事の早期発見と相互モニタリングの徹底を図っている。現地での聞き取りによると、特に明治の初期に荒れ果てた山林に火入れをして、手っとり早く、草木灰 (肥料) にするといった事が頻繁に起こっていたという。採取規制・モニタリングの強化による弊習からの脱却こそが、この時点での大原村の緊急課題であった。

続いて、明治17年、滋賀県により山林保護規定の基準が示され、それ応じる形で、前明治15年の共有山林保護規約の改正がなされた。この明治17年、改正共有山林保

護二付盟約書の条項数は全十七カ条と大幅に増加した。

3. 大原山林会議案 (明治17年)

第十一条 禁伐区域内樹木繁茂シタルトキハ会員ノ議決ニヨリ苜合区域ヲ改正スルモノトス

第十四条 山林焼火アルトキハ近傍村ハ勿論区内ノ者馳付消防ニ尽力シ且勸業委員戸長、役場ノ指揮スルトキハ之ニ慶但シ消防ニ格別尽力セシモノハ相当賞与スベシ

第十六条 本書ハ時宜ニヨリ林区会ノ評決ヲ以テ規制スルコトアルベシ此場合ニ於テハ本庁ニ開申スルモノトス

第十七条 此規約ハ本庁ノ認可ヲ経タル日ヨリ林区一般実施スルモノトス

第十一条では、禁伐区域内での樹木の刈り合い区域は、共有山盟約によって影響を受ける大原村民の代表者から構成される大原山林会によって改正できことを明記し、更にその林区会の評決をもって盟約自体のコントロール (改正等) を行うこととしている (十六条)。つまり、間接的にはあれ、ルール決定の意思決定過程にコモンズの成員である村民一人一人が参加できる権利を保証している。第十四条、第十七条に特徴的なことは、大原村の地域共同体が、より大きな組織である村役場あるいは郡・県の一部と相反しない形、つまりオストロームが指摘している「入れ子状況 (nested enterprize)」になっている点も見逃せない。これは考察の箇所でも詳述する。山林保護方法についての規定も新たに設けられた。まず、モニタリングの更なる強化である。毎年二、五、八、十一月の四回にわたり、戸長、勸業委員、各村総代、看守人が巡視し、更に月一回は探偵人を山の見回りに派遣することを取り決めた。更に山林火災のモニタリングも、通報者に対しての賞与金額が具体的に二円と明記され (第十三条)、消防活動に尽力したのものにも相当の賞与をする (第十四条) ことなどによって強化されている。一方、規約違反者に対しての罰則内容も更に強化されている。すなわち、規約違反によって生じた損害・費用は違約者に賠償させ、更に違約者から機械を没収して、その家族・雇人など違約者の関係者は、二年間の入山を禁止される (第十五条) という徹底したものになった。

山林保護施策として注目すべきは、共有林を禁伐場、苜合場の二種類に明確に区分 (第七条)、し、苗樹を毎年一万本ずつ植栽するよう義務づけた (第八条) ことである。刈り合いは、たとえ苜合場といえども無制限な柴草刈取は許されていなかった。使用できる道具は鎌のみで、その種類も中鎌以下に更に制限され、看守人の検査

まで必要とされた(第十条)。その検査の上で行われる
 刈り合いは、5月20日～30日と7月1日～10日の計二十日
 間の山入り期間内のみ、看守人の監視(第十一条)の
 下で許された(第九条)のである。山入り期間外につい
 ては、刃物さえ持ち込まなければ、日常の暮らしに最低
 限必要とされた蕨、菌類、木の実等を採取することが、
 年間を通じて許され(第九条)ており、杉原(1994)の
 指摘する生活のバッファー(村民それぞれの最低限度の
 生活を保障する緩衝地)としての機能が、ここに見られ
 る。このように想定される様々な問題に対処するための
 細則事項が何項も練られている。それらの厳しい山林保
 全のための細則事項が、かたや村民生活の実状を考慮し、
 それを不可能にしてしまうことなく、段階的に規約中に
 盛り込めていった点は注目に値する。また、禁伐場であ
 っても氏神である大鳥神社龍王社の修繕に要する伐採は
 例外的に認める例外条項(第七条の二項)があらわれた
 点も見逃せない。コモンズの精神的な一致のシンボルで
 ある氏神に対してのそのような特例の扱いを認めたこと
 は、氏子としての精神的な一致をより強め、コモンズの結
 束力を確固たるものにし、厳しい盟約の遵守と森林保全
 のための過酷な造林活動に村民を導いたと推測される。
 明治10、15、17年の改正に続いて、更に明治19年にも共
 有山林保護規約が改正され、内容・条項数(三十六カ条)
 とともに充実したものとなった。

4. 共有山林保護規約(明治19年)

第三十一条 此規約ニ違背シタル者ハ其情状ニヨリ左
 ノ区分ヲ参酌シ違約料ヲ徴収シ其収獲ノ
 代価ヲモ差出サシムベシ

一、過誤ノ所為ハ違約料金十銭以上金九
 十五銭迄

一、故意ノ所為ハ金五十銭ヨリ金二円迄

第三十二条 火ヲ発シタル者ハ損害ノ賠償ヲ出サシム
 ルモノトス但過誤ト故意トノ所為ハ情
 状ヲ酌量スト雖モ事稍大ナルトキハ各村
 代人協議ノ上処分ノ手続ニ及フモノトス

第三十三条 違約料賠償金ヲ差出サズ又ハ賠償金ヲ差
 出シタルト雖モ故意ニ放火シ山林ニ害ヲ
 与ヘ又ハ再度違約シタル者ハ其筋ヘ申出
 五カ年ヨリ二十カ年マテ其情状ニ依リ山
 林立入ヲ禁止シ又ハ山林収益ヲ配当セサ
 ルモノトス

但各村総代人ニ意見ヲ問フコトアルベ
 シ

第三十四条 過誤ト故意トニ拘ラス違約料賠償金等ヲ
 弁償スル義務者ハ家族又ハ雇人ノ所為ト

雖モ戸主其責ニ任スルモノトス

この改正で特に注目すべき点は、第三十一条から第三
 十四条の違約者に対しての条項の整備である。規約違反
 者の情状を参酌し、過失の場合と故意の場合とで違約料
 金に差別を設けるようになった(第三十一条)。ただし、
 過失であっても、それが大火事を招く場合は、村々の代
 表によって処分の手続きをするという警戒の目を光らせ
 ている(第三十二条)。更に、違約料賠償金の不払い者、
 故意の放火犯、再犯者については、五年から最高二十年
 までの山入りを禁じる、または山林収益の配当をしない
 (第三十三条)ことを決め、ルール違反者に対して課さ
 れる制裁が、違反の程度・状況を斟酌してなされるよう
 になった。

山林保護施策についても変化が見られる。明治17年の
 共有山盟約では、禁伐場、刈合場に分けたが、この規約
 では更に水源涵養林、用材林、薪炭林、草刈場の四種類
 に分けて(第五条)その目的をはっきり区分し、それぞ
 れについて林業施策を取り決めている。水源涵養林では、
 一切の伐採作業を停止(第七条)し、そのうちの十一指
 定区には杉、檜の植栽を行い(第九条)、そのための苗
 圃を反別五畝歩以上設置する事も規定(第十二条)して
 いる。更に用材林と薪炭林それぞれの伐期を定める条項
 も登場し、用材林の杉、檜は三十年以上、松は四十年以
 上とし、薪炭林としての雑木は十五年以上としている
 (第十三条)。なお、用材林については苗木を植栽した上、
 輪伐区を定めることにし、一方、雑木用の薪炭林は六区
 の輪伐区を指定し、それを順々に伐採して行って、六区
 を十五年で一週するように定めた。伐採の跡地一坪に付
 き、苗木二本以上を一年間に植えるもの(第十四条)と
 している。なおこれらを効果的に行うため、保護掛を設
 置(第十六、十七條)し、その下に看守人を二名置いて
 森林全般の監督にあたらせた。その仕事内容は、立ち木
 伐採、手入れ刈の監督、成長主用木の選定とその保存の
 徹底(第十六条)、山入り・山止め日の報告、草刈場の
 火入れに際する指揮、立ち会い(第十九条)等となって
 いる。防火に対する強化は受持村制という形で現れる。
 四区域に分け、それぞれを受け持つ村を決定し、火災事
 には消防活動従事・急報を義務づけている(第二十一、
 二十二条)。病虫害についての報告・予防・駆除という
 ことも新たに登場している(第二十二条)。

この明治19年の規約後、明治31年まで規約改正は行わ
 れない。その間、明治22年に町村制実施に伴って、大原
 村の九か村の共有山はすべて大原村有林に編入すること
 になり、それまでの大原村共有山の名称は、新しく大原
 村有林になった。その村有林における規約は、明治31

年まで、前の明治19年の共有山保護規約が引き続き使用された。これは、明治19年の規約は、既に大原村の自然的、生態学的、社会的条件に適合しながら、禿げ山の緑化と森林保全を達成し得る規約にまで成熟していたためだと考えられる。また、明治22年以降、所有形態としては村有となったが、依然として、入会的利用とその意識が強く残っていたこともその原因であると考えられる。さて、この頃の日本は、歴史的に言うと、明治27年に勃発した日清戦争に勝利し、更なる国力の充実に要請され、森林政策としては営林監督の取り締まりと森林保存と荒廃防止を進める林政の転換期でもあった。こういった背景の下、明治31年、滋賀県は民有山林保護組規約準則を發布し、民有山林の保護の徹底を呼びかけた。それを受けける形で、大原村では、12年ぶりに共有山林保護規約を改正することになった。

5. 共有山林保護規約（明治31年）

第十三条 共有用材ノ為メ樹木伐採ヲ要スルトキハ村長ハ村会ノ評決ノ上伐採スルモトス

樹木の伐採は、大原村民で構成される村会の評決により、決定される事が第十三条で義務づけられた。つまり、共同体から得られる収穫の分配に関する意思決定に共同体の成員各々が参加できる機会均等が保証されるようになった。この明治31年規約は、全二十八カ条で、明治19年の規約の三十六カ条から八カ条減った。明治19年の規約において、水源涵養林、用材林、薪炭林、草刈場の四つに分類された山林が、十二年間で水源涵養に指定した林地の整備がほぼ整ったことにより、再び用材林、薪炭林の二種類に戻ったことによると推測できる。また、明治22年、旧大原郷九カ村が町村合併で大原村になったことで、本規約では「連合村会」は「村会」に、「所轄戸長」は「村長」と表記も変化した。山林保護方法についても更に強化されている。まず、第五条で共有山林内の用材林、薪炭林では、立木伐採、落ち葉掻き取り、下柴刈りなどの作業が禁止され、それに加えて山林の土石、芝の採取、樹根の採掘は一切禁じられるようになった（第六条）。明治19年の規約では、立木については、郡役所の指導を受け、所轄戸長の意見を聞き、保護掛監督の下であれば、伐採可能（但し水源涵養区林は一切伐採禁止）であった（第十六条）が、本規約では、立ち木の使用目的は共有用材と限定され、村会の評決を必要とすること（第十三条）となった。明治22年、村有林に編入した事によって、より村有基本財産としての性格づけを行ったのではないと思われる。また、用材林の伐採可能年数が前規約から、いずれも引き伸ばされている。前規

約において、杉桧は三十年、松が四十年であったが、杉、桧、松は、一律五十年以上となった（雑木に関しては、十五年以上と前規約と変化はない）。草刈りについては、前規約で草刈場とされていた字深山口小字鶯ヶ尾が用材・薪炭林に指定され、本規約上からは草刈場の指定区は消えている。そのかわり、より村の事情にあった形で、つまり、保護掛が山林の状況に応じて判断し、山入り・山止めの期日と草刈場所を決定するようになった（第十四条）。なお、下柴、草刈場に使える道具は、前規約の第十七条「普通鎌」から「普通の柴刈及草刈鎌」と更に限定されている。

次に規約が改正されるのは、最後の盟約改正となる明治42年のことである。時代は、日露戦争後のことであり、林政の主眼は戦後復興のためのより積極的な林業（民有林産業助成を図るもの）であった。このような時代背景の下で、明治42年村有林保護規約は成立した。条項数は、全三十三カ条で、規約名が、この時点で初めて村有林保護規約となる。大きな特徴として、役員が変更されている。第二十条で、森林掛、営林委員という新たな役職が登場しており、それまでの保護掛という役職が消え、その仕事の大半が、営林委員にとってかわられている。営林委員の下には、保護掛同様、二名の看守人が置かれた。また、山林保護方法については、間伐・枝打ちが村長の検査を受け、営林委員監督の下で行い、間伐は林木の密集度が高くなり相互に圧迫する時、始めて行い、その後、二回以上これを行わねばならない、また、枝打ちについては、杉は植栽後十年、桧は十二年以上を経て、これを行うものとし、樹液の上がっている時はしてはならない（第十二条一項、二項）といった具合に、間伐、枝打ちの具体的な施行方法についての規約まで見られるようになった。

考察：持続的に存立した海外のコモンズとの比較から

大原村民による、一連の禿げ山の緑化作業は、持続的な森林利用及び保全方法の双方を共同体内で確立することそのものに他ならなかった。この緑化作業に向かう村民たちの集団的な行動（collective action）を規定したものは、まさしく試行錯誤の末に作り上げられた共有山盟約・規約であった。この盟約・規約を徹底して遵守していく社会システムの構築こそが、明治初期に起こった森林荒廃を見事に脱する原動力となったことは言うまでもない。資源保全に成功する共同体の存立にとって、このようなコモンズの内法（決まり事・約束事）は不可欠であり、その存在の有無、またその内容次第で、コモンズの性格が大きく規定されることは、先行研究から既に

明らかにされている (多辺田, 1999)。

さて次に、大原村の地域共同体を海外のコモンズ研究との比較・対照を通じて考察してみたい。E. Ostrom (1990) は、コモンズの内法等に着目するなどして、世界各国から報告されている資源保全に成功したコモンズの事例をもとに、コモンズの長期存立条件を導出している。そのオストロームの示した条件と大原村との比較を簡単に示したものが、次の表-2である。

この表-2は、単純化して表にしているため、幾分説明が不十分であるので、補足的に説明を加えておく。ま

ず、オストロームが、collective actionの第一歩として重要視する第一番目の条件、すなわち、コモンズの領域についてであるが、大原村では境界石、境界木を設ける、あるいは、目的別に区分された山林 (例えば、水源涵養林、用材薪炭林、草刈場等) の境界を図面上で色分けして表示し、また、それとともに境界石、境界木の所在を明示した詳細な図面作成を義務づけた。その詳細な地図に基づいて見回りを行い、徹底した境界管理を続けた様子が、文献中の随所から読みとることができる (大原村役場, 1918)。次に、表の4番目のモニタリングに関して

表-2 オストロームの示すコモンズの長期存立条件と大原村地域共同体の比較
Table-2 The comparison between the conditions of long enduring commons shown by E.Ostrom and Ohara village

オストロームの示すコモンズの長期存立条件	大原村地域共同体
1. コモンズの領域が明瞭なこと コモンズ自体の領界だけでなく、コモンズを利用できる個人あるいは家計がはっきりと定義できること。	明治10年以降に出されたすべての共有山盟約・規約において、各戸長が連名で署名されており、入会関係村および村民が明確にされていた。
2. コモンズに関し利用ルール・用役ルール・地域的条件が調和していること 時間、場所、技術や数量を定めた利用ルールと労働、原材料等の提供を定めた用役ルール及び地域の条件とが相互に関連しており、コモンズの保護に寄与する形となっていること。	計6回に渡る共有山盟約・規約には、細かい利用ルールや用役ルールなどが記されていた。例えば、枝打ち、間伐、山の口開け日などは、地域的な条件に合う形で規約化されていた。それらのルールはすべて、大原村のコモンズの森のみならず、村民の生活そのものを保護することにつながっていた。
3. 集合的な選択に関する取り決め 運営ルールによって影響を受ける個人は、その運営ルールの変更に参加することができること。	明治17年の大原山林會議案、第十一條に「禁伐区域内樹木繁茂シタルトキハ會員ノ議決ニヨリ刈合區域ヲ改正スルモノトス」とあり、運営ルールの改正等に際して、村民がそのルール変更に参加することが保証されていた。
4. モニタリング (監視) の必要性 コモンズの状態あるいはその利用者の行動を積極的にモニターすることが出来ること。	共有山盟約がはじめて誕生した明治10年から、既に春秋の見回り等の条項が設けられ、それ以降の盟約・規約中においても、特に山林への火入れと盗伐に対するモニタリングが強化されることになった。具体的には、探偵人、保護掛等がそのモニタリングの仕事に就いた。しかし、明治後半には、村民同士による資源保全のための相互規制を有するまでになっていた。
5. 制裁が段階をもってなされること コモンズの運営ルールに違反したものに對して課される制裁は違反の程度に応じてなされるのが重要である。また制裁を加える側は、違反者の個人的状況や過剰な制裁から生ずる潜在的な問題について熟知していることも必要である。	制裁に関する条項は、本文で上述したように、明治17年、明治19年の規約において整備され、それに従って違反者に対処した。明治19年の規約では「課される制裁は違反の程度に応じてなされる」ことが明記され、違反が過失か故意かによって、罰の程度が斟酌されるようになったことは前述通りである。また、コモンズ的意思決定機関である大原山林会のリーグである九か村の戸長は、上述のような徹底したモニタリングと集落ごとの寄り合いによって、村民個々の事情を違反者が犯した違反の再犯防止につとめた。
6. コンフリクトを調整するメカニズムの存在 コモンズ利用者間での利害不一致を低コストで調整できる機構が存在すること。	九か村の用役や刈り合い区域などの決定は大原山林會という場で、民主的な議論を経てなされ、各成員間で生じた境界等、頻発した問題に対してもこれと同様に、この場で解決された。
7. コモンズを組織する権利 コモンズを組織し管理する権利がローカルコモンズに属していない外部の政府機関などによって大きく侵害されないこと。特に外部の政府機関等にはコモンズのルールの執行にあたっては最低限の正当性しか主張できないように限定されていること。	はじめて大原村に盟約が制定されたのは、明治10年のことであり、県が民有林政策上、規約を設けるのは、明治17年の山林保護規定以降である。村有林という所有形態を選択した以上、県の出す政策に則って運営されたが、それは悉く基準・標準としてであり、大原村の共同体は県令発布の度に、自発的に作り上げた大原村独自の共有山盟約を精緻、強化した。
8. コモンズの組織が入れ子状況になっていること コモンズがより大きな組織の一部となっている場合には、利用方法、管理方法、モニタリング、強制手段、利害の調整方法等は、各段階の必要に応じて多層的な入れ子構造となっていること。	大原村のコモンズは、甲賀郡、あるいは滋賀県のとる政策、方針に反する形ではなく、それでいて広域行政にのまれるものでは決してなかった。

オストローム (1990) および 『滋賀県甲賀郡大原村村有林経営方法および成績書』等から作成

は、大原村では保護掛、営林委員、看守人などによる徹底的なモニタリングに加え、緑化の進展が軌道に乗るにつれて、下草苧の夫夫寄付制度などによる利用者相互のモニタリングも同時になされるシステムが存在していた。大原村のリーダー的人物らの主導による資源管理から一歩進んで、村民どうしが森林保全のために相互規制を行い、それと同時に互いに扶助し合う慣行を生みだし得たことが、禿げ山の緑化とヒノキの美林を作り上げることに繋がったのだ、という評価を大正末期に大原村の共同体自身がくだしている（大原村、1918）。また、第6番目のコンフリクトの調整について、オストロームは、スペインのエルタ（灌漑用水）において、成熟した仲裁機関が長期に渡って有し、エルタで生じるコンフリクトを悉く解決してきた事例を挙げ、コモンズ内での仲裁者や仲裁機関の問題解決能力の高さを重要視している（E. Ostrom, 1990, 100-101項）。大原村では、賦役に関して子ども、女性、老人の扱いが問題となった（注2）際、定期的に開かれてきた村会や寄合で、村の関係者が十分に話し合い、比較的速やかに解決したという事例を聞き取り調査で確認した。大原村において問題の調整の場は、大きなレベルでは大原山林会、集落レベルではもっぱら寄合によって確保されていた。最後の存立条件である「コモンズの組織が入れ子状況になっていること」についてであるが、具体的に言うと、大原村の採った利用方法、管理方法、モニタリング、強制手段、利害の調整方法等は、より大きな組織の出す法令、例えば滋賀県が制定した明治17年の山林保護規定の標準などに対立・矛盾しておらず、このことによって、大原村のコモンズの存在の妥当性が、コモンズの外部（より大きな制度的枠組み）から保証されている。オストロームは、三層の行政的枠組み（local-regional-national government）から成るスペインのエルタ灌漑用水の管理方式を再び例にとってその重要性を指摘しており（E. Ostrom, 1990, 101-102項）、これは、Berkers (1989)、McCay and Acheson (1990) からも同じように注目している点で、共同管理（co-management）の大きい制度的な利点といえる。つまり、大原村のように、甲賀郡や滋賀県などといった、行政上より高度な次元からの調整や指導の可能性が確保されている共同管理は、コモンズどうしの資源を巡る争いや確執を生じやすい共同体基盤の管理（community-based resource management）のみの資源管理の短所を補うことができるのである。

以上のオストロームのコモンズ存立条件に明治・大正期における大原村の事例を照らし合わせてみると、両者には大変多くの一致点および共通性が認められ、資源保全を持続的に為し得るコモンズの存立には、それらが必

要不可欠な要素であることがわかった。この他にもオストロームは、持続的に存立したコモンズが有する類似性として、環境が気候や地形上不確実で複雑な状況に直面していること、長期に渡って人口が安定であること、コモンズのルールが持続性の規準を持っており、他のコモンズが崩壊していく中でも、なお耐え続ける強さを持っていること等を指摘している。また、Bojö (1992) は、オストロームの条件に加え、コモンズから得られる収穫に対する事前の公平性、コモンズを維持していくための情報をコミュニティが蓄積・学習するための時間が確保されている等の時間的要素、コモンズ内での技術的要素の安定度をあげている（國守、1997）。一方、日本では茂木（1994）が、スリランカと英国のケーススタディを中心に世界のコモンズを概観し、それらとオストロームの先行研究を踏まえてコモンズの存立条件を導出している。そのなかでは、「(1) コモンズがその時点で持つ技術レベルにも依存するが、対象となる資源がコモンズの社会にとってたんに稀少であるばかりでなく、生活上、あるいは生存のために重要な資源であること (2) コモンズの規模は、構成員の互いの行動が看取れ、高度の意味を読みとることのできる程度に比較的小さく、モニタリングしやすいものであること (以下略) (3) 長年の経験や学習を通じて、構成員がその資源にかかわるエコロジーに関する確かな知識を持っていること。」（茂木、1994）の三点が注目に値する。

上述したような条件の他に、大原村の地域共同体（コモンズ）を長期に渡って存立させ得た重要な要素として、次のことが考えられる。すなわち、(1) コモンズにおける神の存在とそれに対する信仰心や団結・組織力 (2) 地域資源に対する人間の働きかけによって生じる自然の変化が、時間をそれほど要さずに跳ね返ってくる程度に、コモンズが比較的小さい規模であること (3) 教育活動によるコモンズ保全の取り組みである。

(1) に関しては、タブーによる資源保全として、既に良く知られたことであるが、大原村の大鳥神社と大原村民との関わりが、コモンズ存立に大きく寄与したことは上述した通りである。また、(2) については、茂木の(2)のそれに近い、大原村の人口は、明治・大正期を通じて4,500人程度でほぼ推移し、村民は互いに顔見知り程度である小規模集落であった。そうであったからこそ、明治初年の禿げ山化に伴った様々な地域環境の変化（川床上昇、洪水、土壌崩壊等）を村民がダイレクトに受け、すぐさまそれを察知し、集団的な行動をもって対処することができたのである。また、大原村でのモニタリングの徹底が可能であったのも、小規模集落であったからこそであり、茂木の指摘通りである。(3)の学校教育の意

義は、大原村のコモンズの長期に渡って存立した要因として、特に大きいと思われる。大原村では、共有林の一部を地元の大原小学校に学校林として貸し出し、戦前は、学校教育に必要な物資や燃料等は学校林ですべて賄っていた。現在でも、なお大原小学校では「愛林思想」を教育理念の根幹においており、学校林設立当初の1893(明治26)年から続く小学校六年生による卒業記念植樹は、今年で107年目を迎え、愛林思想はなお育まれ続けている。持続的コモンズの要件として、学校教育の意義の大きさを決して度外視して考えるわけにはいかない。

まとめ

コモンズの構築そのものであった、明治・大正期の大原村民による禿山緑化の歴史的事実は、近年、叫ばれている環境問題、とりわけ地域資源の保全やその管理といった問題にいかなることを示唆しているのであろうか。その一つとして次のようなことが言えるのではないか。すなわち、地域資源を持続的に利用・保全したい、あるいは、そうする必要性や緊急度の高い地域においては、地域環境を含め、地域の事情を最もよく把握する地域住民みずからが主となって、当該地域の特性(気候・地理的風土・人口規模・伝統・文化、社会慣習等)を十分に反映したコモンズのルールをまずもって創造する、それと同時に、そのルールが十分に機能するためのあらゆる社会制度・社会基盤を構築していくということが何より肝要であるということである。そのルール構築に際しては、大原村の共有山盟約に見たように、たえず時間の経過や社会の変動を日々の生活を通して察知し、そのルールを随時、自分たちの社会情勢に適したものに改変、改良していく「しなやかさ」を持っていくてはならない。また、それと同時に、大原共有山が大原村村有林となり、政府の市町村制という画一的、硬直的な枠組にどっぷりと浸かるように見えながら、その実、県からの造林等の補助を可能にして、森林資源という共有財産を守ったような「したたかさ」もまた必要ではないか。試行錯誤を繰り返す、「しなやか」で、「したたか」に成熟したルールや社会制度を持つに至った地域社会において始めて、地域の資源は持続的に利用・保全され、当該地域に限りない恵みを生むのである。

注および資料

- (1) 今ヨリ五六十年前ニアリテハ用材林尚存シ利用ノ途今ダ開ケザリシニヨリ甚ダシク旧観ヲ損セザリシ(以下略)(大原村役場, 1918)

- (2) 爾來世運漸ク進ミ木材需要ノ途倍々開ケタル為メ競フテ之ヲ伐採セリ、而シテ當時ノ村民一般山林造成ノ念ナク、常ニ生産超過ノ供給ヲナシ来リシニ、維新後木材ノ利用頓ニ増加シ材価從テ騰貴シ日常必需ノ燃料ヲ得ンニモ尚且ツ困難ヲ感ズル(以下略)(大原村役場, 1918)
- (3) 村内一部有志者ヨリ山林保護ノ必要ヲ唱導セリ、時恰モ明治八年頃ニシテ村民稍之ヲ解スルニリタルモ、其効果ハ幾分私有林ニ見ルコトヲ得ベクシテ、村有林ハ私有林保護ノ結果トシテ濫伐ノ害ヲ増大ニシ、茫然タル山面一ノ用材ヲモ存セサルニ至レリ(大原村役場, 1918)
- (4) 前項ノ如キ状態ニ至リタルヲ以テ、森林愛護ノ必要ヲ感ジ時ノ戸長等相会シテ(各部落ハ当時尙村ト称シー村毎ニ戸長一名ヲ置ク)、別記ノ如ク先以テ共有山林ノ保護規約ヲ設ケテ、伐木ノ制限ヲ加フルコトトシ、其後明治十五年ニ至リ、更ニ一ノ盟約ヲ締結シ保護植栽ノコトニ努メタルモ、村民ノ森林ニ対スル積年ノ弊習ハ容易ニ脱シ難ク往々同規約ニ反スルモノアリ...(以下略)(大原村役場, 1918)
- (5) 全山無立木ノ空漠たる裸山を見るは速きに非ず(大原村役場, 1918)

(注1) 表-1は、岩本純一(1996)が、京都大学農学博士論文(p.56)において『滋賀県甲賀郡大原村村有林経営方法および成績書』をもとに修正し転載したものにさらに、大正元年以降を筆者が加筆したものである。

(注2) 例えば現在、賦役の出不足賃は大原小学校のある大原中集落で、一戸につき七千円である。かつて、女子の出不足賃は男女によって差が設けられていた。女子が総出に参加した場合には、女子が男子の七割の労働力しかないとのことで、三割の出不足賃を払わなくてはならなかった。このような集落ごとの決まりも勿論、村の寄り合いで決定されていた。

謝辞

本研究は、日本学術振興会「未来開拓学術研究推進事業“Research for the Future” Program」(プロジェクト番号 JSPS-RFTF 97I00602 プロジェクト名:地球環境情報収集の方法の確立～総合調査マニュアルの作成に向けて～;代表, 和田英太郎)により支援を受けた。ここに記して感謝したい。

参考文献

- 1) Bojö, J., K-G. Mäler, and L. Umemo (1992) Environment and Development: An Economic Approach, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- 2) 岩本純一 (1996) 明治期における村落連合による造林の展開過程. 京都大学農学研究博士論文, 131pp, 京都.
- 3) 國則守生 (1997) 環境とコモンズ論. (環境と経済に関する研究 - 第2期NIRA研究報告書 - 総合研究開発機構, 東京). 75-87
- 4) コンラッド・タットマン著, 熊崎実訳 (1998) 日本人はどのように森をつくってきたのか. 200pp, 築地書館, 東京. 30-50
- 5) 甲賀町史編纂委員会編 (1994) 甲賀町史 (通史編). 甲賀町史滋賀. 449-453
- 6) McCay, B. J. and J. M. Acheson (1990) The Question of the commons, The culture and ecology of Communal Resources. 439pp. The University of Arizona Press, Tucson.
- 7) 茂木愛一郎 (1994) 世界のコモンズ (社会的共通資本 - コモンズと都市 -. 宇沢弘文編, 246pp, 東京大学出版会, 東京), 127-158
- 8) Ostrom, E (1990) Analyzing long-enduring, self-organized, and self-governed CPRs. (Governing the Commons. 280pp, Cambridge University Press, Cambridge). 58-102
- 9) 大原村役場 (1911) 滋賀県甲賀郡大原村の林業. pp34, 滋賀. 4
- 10) 大原村役場 (1918) 大正七年大原村村有林経営方法及成績書. pp84, 滋賀.
- 11) 大原村役場 (1923) 大正十二年十二月甲賀郡大原村有林調査書. pp27, 滋賀.
- 12) 滋賀県甲賀郡教育会編 (1971) 甲賀郡志上・下巻. 名誉出版, 東京. 350-356
- 13) 杉原弘基 (1994) 日本のコモンズ「入会」(社会的共通資本 - コモンズと都市 -. 宇沢弘文編, 246pp, 東京大学出版会, 東京). 101-126
- 14) 多辺田政弘 (1990) コモンズの経済学. 265pp, 学陽書房, 東京.
- 15) 多辺田政弘 (1999) 地域共同体は環境学の現場である. (Aera Mook 新環境学が分かる. 朝日新聞社, 176pp, 東京) 26-29